

三木市観光パンフレット作成業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、三木市観光パンフレット作成業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

（１）業務名

三木市観光パンフレット作成業務

（２）業務の目的

別添仕様書のとおり

（３）業務の内容

別添仕様書のとおり

（４）業務期間

委託契約締結の日から令和８年３月３１日まで

（５）事業規模（提案限度価格）

金３，８００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 受託候補者選定方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- （１）三木市入札参加資格者名簿に登載されていること、又は本要領及び関係法令等を遵守し、仕様書に基づく業務を遂行できる十分な資力、信用及び技術的能力を有する事業者であって法人格を有していること。
- （２）公告日時点において指名停止処分を受けておらず、かつ、契約締結の日までの間に指名停止処分を受ける見込みがないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) プロポーザル公告日時点において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て（以下「更生手続き開始の申立て」という。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て（以下「再生手続き開始の申立て」という。）がなされておらず、かつ、契約締結の日までの間に更生手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされる見込みもないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 三木市暴力団排除条例（平成24年三木市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が経営に関与していないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

5 スケジュール（案）

	内容	期日
1	プロポーザル公告（実施要項等の公表）	令和7年8月29日（金）
2	質問書の提出期限	令和7年9月8日（月）
3	質問書に対する回答予定日	令和7年9月12日（金）
4	参加表明書、会社概要書等の提出期限	令和7年9月19日（金）
5	参加資格審査結果通知書兼企画提案書等通知予定日	令和7年9月24日（水）
6	参加辞退届提出期限	令和7年10月8日（水）
7	企画提案書、見積書等の提出期限	令和7年10月8日（水）
8	プレゼンテーション実施予定日	令和7年10月10日（金）
9	審査結果通知予定日	令和7年10月14日（火）

6 実施要領等の配布

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市役所産業振興部観光振興課

電話：0794-82-2000

FAX：0794-82-2019

メールアドレス：kanko@city.miki.lg.jp

(2) 実施要領等の配布

三木市ホームページからダウンロード

7 質問の受付及び回答方法

本業務に関する質問は、参加表明する予定がある者が、次のとおり行うこと。

(1) 質問方法

質問書(様式第4号)に質問内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること。なお、メールの件名は、「三木市観光パンフレット作成業務プロポーザルの質問について(事業者名)」とすること。

(2) 提出先

三木市産業振興部観光振興課

メールアドレス：kanko@city.miki.lg.jp

(3) 提出確認

メール送信後に、提出先まで電話により到達確認を行うこと。

電話番号：0794-82-2000(代表)内線2515

(4) 受付期間

令和7年8月29日(金)～9月8日(月)午後5時まで

(5) 回答方法

回答は、全ての質問を取りまとめたうえで、一括して令和7年9月12日(金)までに全事業者にメールにより回答する。ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で大きな影響を及ぼすと判断されるものは、随時、全ての質問者に回答するものとする。なお、質問のあった事業者名は

公表しない。

8 参加表明書の提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び三木市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出して下さい。

(1) 参加表明書（様式第1号） 1部

(2) 会社概要書（様式第2号） 1部

※パンフレット等会社の概要がわかるものを、併せて提出すること。

(3) 暴力団排除に係る誓約書（様式第3号） 1部

(4) 質問書（様式第4号） 1部

(5) 業務実績調書（様式第5号） 1部

(6) 業務実施体制表（様式第6号） 1部

(7) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメント（ISMS）を取得していることがわかる証明書の写し

(8) 三木市入札参加資格のない事業者については、次に掲げる書類をあわせて提出すること。（各1部）

ア 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

※現在事項全部証明書は不可。

※交付日が提出日から3か月以内のもの。

イ 法人印鑑証明書

※交付日が提出日から3か月以内のもの。

ウ 財務諸表

法人の直近決算年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれに準ずるもの。

エ 国税等納税証明書

法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

※税務署が発行したもの

※交付日が提出日から3か月以内のもの。

オ 三木市税納税証明書

市内に本店・支店等を置く事業者は三木市税の納税証明書

※「滞納なし」の証明書を提出すること。

※交付日が提出日から3か月以内のもの。

9 参加表明書の提出方法及び提出先

(1) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、期限内必着）

※窓口受付は、平日午前9時～午後5時までの間とする。

(2) 提出先

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市産業振興部観光振興課 宛

(3) 提出期限

令和7年9月19日（金）

(4) 辞退

参加表明を提出した後、都合により辞退する場合は、速やかに代表者印等を押印した参加辞退書（様式第1号の2）を持参又は郵送により提出すること。

10 参加資格審査結果通知

(1) 参加申込後、参加資格を有すると認める者には「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書（様式第7号）により参加資格要件を満たしていることを通知するとともに、企画提案書等の提出を依頼する。

(2) 参加申込後、参加資格がないと認めたものには「参加資格審査結果通知書」（様式第8号）により参加資格要件を満たしていないため、プロポーザルの参加は認められない旨を通知する。

11 企画提案書・見積書等の提出

提出方法及び提出先は、以下のとおりとする。

(1) 提出期限

令和7年10月8日（水）

(2) 企画提案書

提出書類については、次のア～エの順に綴じること。

添付書類がある場合は、エの後ろに重ねること。

ア 企画提案書表紙（様式第9号）

イ 目次（任意様式）

ウ 企画提案書（任意様式）

A4サイズ、縦型横書き（縦長綴じ）とすること。また、企画提案書は20ページ以内とし、ページ番号を付すこと。内容については、以下の（ア）～（ウ）について記載すること。また、提出書類に記載する表現については、わかりやすい内容とすること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合は、注釈をつけること。

（ア） 基本的事項について

（イ） 提案事項について

（ウ） 独自提案事項について

エ 見積書（様式第10号） ※任意様式可

（3） 提出部数

10部（原本1部を含む。）

（4） 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、期限内必着）

※窓口受付は、平日午前9時00分～午後5時までの間とする。

（5） 提出先

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市産業振興部観光振興課 宛

12 審査及び選定

（1） 選定方法

ア 参加申込の提出書類を受理した後、担当部局において応募資格の適否を確認する。

イ 審査にあたっては、三木市職員及び三木市観光協会職員で構成するプロポーザル審査委員会を設置し、応募資格を満たしている応募者を対象に、審査評価基準に基づき、応募者の提案書類（企画提案書等）及びプレゼンテーションについて審査する。

ウ 応募件数が3件以上となった場合は、提出があった参加

申込の提出書類をもとに一次審査を実施し、プレゼンテーション審査（二次審査）へ回る案件を絞り込むことがある。

(2) 提案書類（企画提案書等）及びプレゼンテーション審査

ア 実施日予定日

令和7年10月10日（金）

※実施時間や会場などの詳細は、後日通知する。

イ 審査方法等

審査は、三木市観光パンフレット作成業務プロポーザル審査委員会により、次の方法で行う。

(ア) 1提案者当たり、プレゼンテーション20分以内、質疑応答（評価を含む。）20分程度とし、出退及び機器準備を含めて40分以内とする。

(イ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

(ウ) プレゼンテーション審査は、非公開とする。

ウ その他

(ア) 審査における説明者は、本業務の従事予定者（主たる担当者を含め4名程度）とする。

(イ) プレゼンテーションにおいてパソコン等の機器を使用する場合は、参加者側で準備すること（プロジェクター及びスクリーンは、市で準備する。）。

(ウ) パソコン（パワーポイント等）を使用してプレゼンテーションを行う場合の資料（データ）については、提出書類のうち、企画提案書と同様のものとする。

(エ) 当日の資料追加は、認めないものとする。

(3) 審査項目

審査項目	内 容	評価基準	配点
業務実施体制	業務遂行のための適切な体制（人員配置及び役割分担）となっているか。	業務実施体制表より	10
	配置予定者が、観	業務実施体制表より	10

	光冊子作成業務について、豊富な経験や実績を有しているか。		
	配置予定者の他の従事業務の状況を踏まえ、本業務に対する専任性が確保されているか。	業務実施体制表より	5
業務実績	提案者が、観光冊子作成業務について、豊富な経験や実績を有しているか。	業務実績調書より	20
企画提案の内容	事業目的を的確に理解しているか	目的・条件・内容の理解度	5
	独自の提案内容が盛り込まれているか	三木市の認知度向上、誘客促進に繋がるような仕立てを意識した上で、三木市に興味を抱き、訪れてみたくなるような提案となっているか	20
	発行スケジュールは無理のない日程になっているか	業務完了までのスケジュール及び業務の進め方が明確に示されているか	10
見積書	見積額	見積書	10
発表時の対応など	質問に対する応答が迅速かつ明確で、業務の正確性や業務遂行能力及びコミュニケーション能力の高さが感じられるか。	提案内容の明確な説明及び質疑に対する的確な回答	10

(4) 審査方法

ア 応募者から提出された企画提案書等とプレゼンテーション

ンの結果を踏まえ、選定評価基準に基づき審査委員会が評価点を算出する。

イ 各委員の評価点の平均をもって委員会の評価点とし、これを応募者に対する評価点とする。

(5) 業務受託候補者の決定

ア 評価結果に基づき、最高得点を獲得した応募者を、業務受託候補者として選定する。

イ 最高得点応募者が複数あった場合は、審査委員会の議決により決定する。

(6) 失格事項

次に掲げる要件のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア この要項に定める参加資格を満たさない場合

イ 提出書類に虚偽の記載をした場合

ウ 提出書類に不備があり、提出期限までに補完されない場合（軽微な場合を除く。）

エ 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合

オ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく審査に反する行為がある場合

14 その他

(1) 応募者が1者の場合において、審査委員会の評価点（価格点を除く）が6割以上の場合は、受託候補者として選定する。

(2) 契約の締結に当たっては、市と受託候補者とで細部について調整を行い、委託条件を協議の上、契約を締結できるものとする。

(3) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、提出書類に虚偽の報告があったとき又は協議が調わないときは、その選定を取り消すとともに、次点者と調整協議の上、契約を締結するものとする。

(4) 企画提案の手続に関する書類の作成及び提出に係る費用その他本プロポーザルに要する費用は参加者の負担とする。

- (5) 提出された書類は、審査、説明等のために、その写しを作成し、使用することができる。
- (6) 提出期限（市が別途追加資料の提出を求めた場合は、その提出期限）後の提出書類の差替え及び再提出は認めないこととし、提出された書類は返却しない。
- (7) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (8) 審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。
- (9) 応募書類及び審査に係る書類は原則として公開しない。

担当者

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市産業振興部 観光振興課 担当：丸吉

電話 0794-82-2000（代表）

メール kanko@city.miki.lg.jp